

令和 6 年度決算概要



目 次

I 令和6年度決算の総括	P. 1
1 予算の状況	P. 1
2 決算の特徴	P. 2
II 令和6年度決算の状況	P. 3
1 概況	P. 3
2 一般会計	P. 3
(1) 歳 入	P. 5
(2) 歳 出	P. 6
3 特別会計	P. 8
III 令和6年度健全化判断比率等	P. 9
1 健全化判断比率	P. 9
2 資金不足比率	P. 11
[参考資料]	
参考 1 決算における財政指標等	P. 12
参考 2 基金残高の状況	P. 12
参考 3 市債残高の状況	P. 12
参考 4 市債残高、基金借入残高、 財政調整基金の推移	P. 13
参考 5 市税等の収納状況	P. 14
参考 6 債権放棄の状況	P. 15

[決算額については、百万円単位で整理した。]

I 令和6年度決算の総括

1 予算の状況

(1) 当初予算編成方針

- ・第1次実施計画事業の推進

2年次目である第1次実施計画について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

- ・財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の推進

財政の健全性の維持に向けた取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

(2) 補正予算及び予算執行

補正予算については、長期化する物価高騰への対策として市民生活や事業活動への支援を機動的に行うなど、一般会計で計7回にわたる補正予算を編成した。

また、予算の執行段階においては、経済情勢による税収等への影響や国庫補助金等について国の動向を注視するとともに、持続可能な財政構造の確立に向け策定した「千葉市中期財政運営方針」を踏まえ、歳入確保に万全を期すことはもとより、物価高騰により行政コストが増加する中、歳出においても、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、計画的かつ効率的な予算執行に努めた。

2 決算の特徴

(1) 実質収支の確保

一般会計では、歳入において、市税や地方消費税交付金が予算に比べ増収となったこと、また、歳出において、効率的な予算執行に努めしたことにより、実質収支は前年度並みの29億8,200万円となった。

表1 一般会計実質収支の推移

(単位：百万円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実質収支	5,724	2,979	5,565	2,851	2,982
対前年度増減額	△ 116	△ 2,745	2,586	△ 2,714	131

(2) 財政の健全性の維持

全会計市債残高は対前年度比37億円の減で9,530億円となるとともに、基金借入金残高を着実に削減し、対前年度比10億円の減で147億円となるなど、「千葉市中期財政運営方針」を踏まえた財政運営に努めた。なお、財政調整基金残高は対前年度比50億円の減で99億円となった。

表2 市債残高（全会計）の推移

(単位：億円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年度末残高	9,701	9,626	9,718	9,567	9,530
対前年度増減額	△ 31	△ 75	92	△ 151	△ 37

表3 基金借入金残高の推移

(単位：億円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基金借入金残高	237	197	177	157	147
対前年度増減額	△ 10	△ 40	△ 20	△ 20	△ 10

表4 財政調整基金残高の推移

(単位：億円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
財政調整基金残高	128	190	170	149	99
対前年度増減額	39	62	△ 20	△ 21	△ 50

(3) 物価高騰への対応

市民の暮らしを守るとともに、社会経済活動の維持・向上を図るため、定額減税調整給付金や低所得世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給といった国の取組みへの的確な対応に加え、本市独自の施策として学校・保育施設等給食費支援や中小企業者エネルギー価格等高騰支援などの取組みを実施した。

- ・物価高騰対策経費 13,180百万円（8事業）

II 令和6年度決算の状況

1 概況

表5 会計別歳入・歳出決算額及び実質収支

(単位：百万円)

会 計	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	529,470	525,677	3,793	811	2,982
特 別 会 計 (13 会 計) 小 計	336,078	333,389	2,689	134	2,555
会 計	収入額	支出額	形式収支	当年度純損益 (税抜き)	累積欠損金 (税抜き)
企業会計 (4会計)	収 益 的 収 支 病 院	57,859 24,502	57,649 25,760	210 △ 1,258	△ 584 △ 1,272
	資 本 的 収 支	27,111	39,113	△ 12,002	△ 4,991
全 会 計 合 計	950,518	955,828			
< 参 考 > 普 通 会 計	535,358	531,075	4,283	1,302	2,981

※1 各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合がある。

※2 企業会計の資本的収支の不足額は、内部留保資金等で対応した。

2 一般会計

表6－1 一般会計歳入・歳出決算額及び実質収支（対前年度比較）

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率(%)
予算現額	575,891	548,960	26,931	4.9
歳入決算額 (A)	529,470	506,283	23,187	4.6
歳出決算額 (B)	525,677	502,483	23,194	4.6
形式収支 (C)=(A)-(B)	3,793	3,800	△ 7	△ 0.2
翌年度へ 繰り越すべき財源 (D)	811	949	△ 138	△ 14.6
実質収支 (C)-(D)	2,982	2,851	131	4.6

表6-2 一般会計歳入決算額（対予算比較）

(単位：百万円)

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B)-(A)
自主財源	267,700	260,614	△ 7,086
市税	210,264	211,937	1,673
諸収入	22,066	18,314	△ 3,752
繰入金	12,851	11,610	△ 1,241
使用料・手数料	10,651	9,536	△ 1,115
繰越金	3,800	3,800	0
分担金・負担金	2,131	2,125	△ 6
その他	5,937	3,292	△ 2,645
依存財源	308,191	268,856	△ 39,335
国庫支出金	133,716	116,306	△ 17,410
市債	69,347	46,517	△ 22,830
地方交付税	29,816	30,029	213
県支出金	28,978	26,930	△ 2,048
地方消費税交付金	24,680	25,622	942
地方特例交付金	7,075	7,285	210
その他	14,579	16,167	1,588
合 計	575,891	529,470	△ 46,421

表6-3 一般会計歳出決算額（目的別、対予算比較）

(単位：百万円)

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A)-(B)-(C)
民 生 費	226,777	213,712	5,970	7,095
教 育 費	90,765	79,691	7,084	3,990
土 木 費	72,259	55,855	12,150	4,254
衛 生 費	57,106	54,752	202	2,152
公 債 費	51,794	51,604	-	190
総 務 費	42,654	40,454	207	1,993
消 防 費	15,689	13,377	1,809	503
商 工 費	13,831	11,846	595	1,390
農 林 水 産 業 費	2,032	1,853	17	162
議 会 費	1,329	1,243	-	86
諸 支 出 金	1,010	1,003	-	7
労 働 費	275	245	-	30
災 害 復 旧 費	51	42	-	9
予 備 費	319	-	-	319
合 計	575,891	525,677	28,034	22,180

(1) 歳入

表7 一般会計歳入決算額(対前年度比較)

(単位:百万円)

区分	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	増減額	増減率
自主財源	260,614	49.2%	256,628	50.7%	3,986	1.6%
市税	211,937	40.0%	207,965	41.1%	3,972	1.9%
諸収入	18,314	3.5%	19,150	3.8%	△ 836	△ 4.4%
繰入金	11,610	2.2%	7,233	1.4%	4,377	60.5%
使用料・手数料	9,536	1.8%	9,384	1.8%	152	1.6%
繰越金	3,800	0.7%	6,873	1.4%	△ 3,073	△ 44.7%
分担金・負担金	2,125	0.4%	2,048	0.4%	77	3.8%
その他	3,292	0.6%	3,975	0.8%	△ 683	△ 17.2%
依存財源	268,856	50.8%	249,655	49.3%	19,201	7.7%
国庫支出金	116,306	22.0%	115,872	22.9%	434	0.4%
市債	46,517	8.8%	42,478	8.4%	4,039	9.5%
地方交付税	30,029	5.7%	25,446	5.0%	4,583	18.0%
県支出金	26,930	5.1%	25,778	5.1%	1,152	4.5%
地方消費税交付金	25,622	4.8%	24,630	4.8%	992	4.0%
地方特例交付金	7,285	1.4%	1,285	0.3%	6,000	467.1%
その他	16,167	3.0%	14,166	2.8%	2,001	14.1%
合 計	529,470	100.0%	506,283	100.0%	23,187	4.6%

<増減の主な内訳> 単位:百万円、()は対前年度増減額

【自主財源】

◎市税 ※徴収率97.9% (R5 : 97.9%)

- ・法人市民税 16,099 (3,140)
- ・固定資産税 74,126 (2,503)
- ・個人市民税 94,036 (△ 1,994)
(うち定額減税による影響額 (△ 5,707))

◎繰入金

- ・財政調整基金繰入金 7,011 (2,000)
- ・文化基金繰入金 1,442 (1,438)
- ・職員退職手当基金繰入金 1,042 (1,042)

【依存財源】

◎市債

- ・建設事業債 42,760 (9,577)
- ・臨時財政対策債 3,757 (△ 4,998)

◎地方交付税

- ・普通交付税 28,816 (4,488)

◎県支出金

- ・子ども・子育て支援給付費収入 6,261 (893)

◎地方特例交付金

- (うち定額減税減収補填特例交付金による影響額 (6,068))

(2) 歳出

ア 目的別

表8 一般会計歳出決算額（目的別、対前年度比較）

(単位：百万円)

区分	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	増減額	増減率
民生費	213,712	40.7%	203,358	40.5%	10,354	5.1%
教育費	79,691	15.2%	72,729	14.5%	6,962	9.6%
土木費	55,855	10.6%	52,891	10.5%	2,964	5.6%
衛生費	54,752	10.4%	50,563	10.1%	4,189	8.3%
公債費	51,604	9.8%	52,973	10.5%	△ 1,369	△ 2.6%
総務費	40,454	7.7%	38,213	7.6%	2,241	5.9%
消防費	13,377	2.5%	10,964	2.2%	2,413	22.0%
商工費	11,846	2.3%	15,356	3.1%	△ 3,510	△ 22.9%
農林水産業費	1,853	0.4%	1,813	0.4%	40	2.2%
議会費	1,243	0.2%	1,253	0.2%	△ 10	△ 0.8%
諸支出金	1,003	0.2%	2,001	0.4%	△ 998	△ 49.9%
労働費	245	0.0%	232	0.0%	13	5.6%
災害復旧費	42	0.0%	137	0.0%	△ 95	△ 69.5%
合計	525,677	100.0%	502,483	100.0%	23,194	4.6%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、()は対前年度増減額

◎民生費

- ・定額減税調整給付金 6,154 (6,154)
- ・子ども・子育て支援給付事業費 28,956 (3,606)
- ・障害者介護給付等事業費 25,524 (3,575)
- ・価格高騰重点支援給付金 5,451 (△ 6,033)

◎教育費

- ・中学校校舎等改修事業費 5,304 (3,561)
- ・一般職人件費 44,123 (1,436)

◎土木費

- ・市有建築物保全計画事業費 4,258 (2,226)

◎衛生費

- ・新清掃工場整備事業費 11,320 (7,684)
- ・新型コロナワイルスワクチン接種事業費 1,020 (△ 3,046)

◎総務費

- ・前澤友作アートのまちづくり基金積立金 2,056 (2,056)

◎消防費

- ・共同指令センター指令システム更新 1,223 (1,200)

◎商工費

- ・中小企業資金融資預託貸付金 6,000 (△ 2,000)

イ 性質別

表9 一般会計歳出決算額（性質別、対前年度比較）

(単位：百万円)

区分	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	増減額	増減率
義務的経費	304,136	57.9%	290,458	57.8%	13,678	4.7%
人件費	102,315	19.5%	94,649	18.8%	7,666	8.1%
扶助費	150,512	28.6%	143,114	28.5%	7,398	5.2%
公債費	51,309	9.8%	52,695	10.5%	△ 1,386	△ 2.6%
投資的経費	61,752	11.7%	46,355	9.2%	15,397	33.2%
普通建設(補助)事業費	25,229	4.8%	17,846	3.6%	7,383	41.4%
普通建設(単独)事業費	36,481	6.9%	28,357	5.6%	8,124	28.6%
災害復旧費	42	0.0%	152	0.0%	△ 110	△ 72.5%
その他の経費	159,789	30.4%	165,670	33.0%	△ 5,881	△ 3.5%
物件費	61,201	11.6%	61,299	12.2%	△ 98	△ 0.2%
維持補修費	8,559	1.6%	9,370	1.9%	△ 811	△ 8.7%
補助費等	33,029	6.3%	35,466	7.1%	△ 2,437	△ 6.9%
積立金	7,859	1.5%	9,202	1.8%	△ 1,343	△ 14.6%
投資・出資・貸付金	11,353	2.2%	12,948	2.6%	△ 1,595	△ 12.3%
繰出金	37,788	7.2%	37,385	7.4%	403	1.1%
合 計	525,677	100.0%	502,483	100.0%	23,194	4.6%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、() は対前年度増減額

【義務的経費】

◎人件費

- ・退職手当 5,482 (3,042)
- ・一般職人件費 86,684 (2,995)

◎扶助費

- ・定額減税調整給付金 5,640 (5,640)
- ・子ども・子育て支援給付事業費 28,956 (3,606)
- ・障害者介護給付等事業費 25,524 (3,575)
- ・価格高騰重点支援給付金 5,023 (△ 6,103)

◎公債費

- ・元金 48,610 (△ 1,544)
- ・利子 2,699 (158)

【投資的経費】

◎普通建設（補助）事業費

- ・新清掃工場整備事業費 9,767 (7,312)

◎普通建設（単独）事業費

- ・中学校校舎等改修事業費 3,755 (2,862)
- ・市有建築物保全計画事業費 3,806 (1,964)

【その他の経費】

◎補助費等

- ・下水道事業負担金 7,739 (△ 2,010)

◎貸付金

- ・中小企業資金融資預託貸付金 6,000 (△ 2,000)

◎積立金

- ・職員退職手当基金積立金 0 (△ 1,041)

3 特別会計（歳出決算額）

表10 特別会計歳出決算状況（会計別、対前年度比較）

(単位：百万円)

会 計	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 国民健康保険	77,238	80,650	△ 3,412	△ 4.2 %
2 介護保険	83,174	79,719	3,455	4.3 %
3 後期高齢者医療	15,429	14,053	1,376	9.8 %
4 母子父子寡婦福祉資金貸付	310	146	164	111.6 %
5 靈園	870	908	△ 38	△ 4.1 %
6 競輪	4,611	2,479	2,132	86.0 %
7 地方卸売市場	895	1,459	△ 564	△ 38.7 %
8 都市計画土地区画整理	725	631	94	14.8 %
9 市街地再開発	517	802	△ 285	△ 35.5 %
10 動物公園	2,073	1,218	855	70.2 %
11 公共用地取得	591	271	320	118.1 %
12 学校給食	9,461	9,035	426	4.7 %
13 公債管理	137,495	141,104	△ 3,609	△ 2.6 %
- 農業集落排水	-	539	△ 539	皆減
特別会計(13会計)合計	333,389	333,016	373	1.1 %
1 病院	33,990	27,666	6,324	22.9 %
2 下水道	57,803	55,978	1,825	3.3 %
3 農業集落排水	1,037	-	1,037	皆増
4 水道	3,932	3,862	70	1.8 %
企業会計(4会計)合計	96,762	87,506	9,256	10.6 %

※各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計が一致しない場合がある。

<主な事業>

単位：百万円、() は対前年度増減額

(1) 国民健康保険

- ・保険給付費 52,116 (△ 2,211)
- ・基金積立金 62 (△ 782)

(2) 介護保険

- ・保険給付費 78,229 (3,768)
- ・介護給付費負担金等償還金 103 (△ 374)

(3) 競輪

- ・開催費 4,335 (2,272)

(4) 公債管理

- ・元金 99,123 (△ 4,239)
- ・基金積立金 32,280 (601)
- ・利子 6,078 (29)

(5) 病院

- ・収益的支出 25,760 (1,815)
- ・資本的支出 8,231 (4,510)

III 令和6年度健全化判断比率等

1 健全化判断比率

表11 健全化判断比率（対前年度比較）

(単位：%、%ポイント)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	—	—	10.4	120.1
令和5年度	—	—	10.7	122.4
増減	—	—	△0.3	△2.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(1) **実質赤字比率** ⇒ 一般会計等の実質収支における赤字額の標準財政規模※に対する割合

ア 対象会計：一般会計等

〔一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、靈園事業、都市計画土地区画整理事業、
市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食事業、公債管理〕

イ 算定式：一般会計等実質赤字額／標準財政規模

ウ 算定結果：一般会計等の実質収支が2,981百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

※標準財政規模 … 地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額、臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

(2) **連結実質赤字比率** ⇒ 全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：全18会計

イ 算定式：連結実質赤字額／標準財政規模

ウ 連結実質赤字額：(実質赤字額+企業会計資金不足額)-(実質黒字額+企業会計資金剩余額)

$$\text{エ 係 数} : \frac{(0\text{百万円} + 0\text{百万円}) - (5,094\text{百万円} + 6,296\text{百万円})}{270,424\text{百万円}}$$

$$= \frac{\triangle 11,390\text{百万円}}{270,424\text{百万円}} = \underline{\triangle 4.21\%}$$

オ 算定結果：一般会計等において実質黒字額が2,981百万円となったほか、病院事業会計において企業会計資金剩余額が4,073百万円となったことなどから、連結実質収支が11,390百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

(3) 実質公債費比率 ⇒ 公債費等の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：公債費等の償還を有する会計

$$\left. \begin{array}{l} \text{一般会計、靈園事業、都市計画土地区画整理事業、市街地再開発事業、} \\ \text{公共用地取得事業、公債管理、地方卸売市場事業、動物公園事業、} \\ \text{病院事業、下水道事業、農業集落排水事業、水道事業} \end{array} \right\}$$

イ 算定式：
$$\frac{\text{(元利償還金} + \text{準元利償還金}^*) - (\text{特定財源} + \text{交付税算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$
 の3か年平均

※準元利償還金…企業会計の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為の償還金など。

ウ 係 数：
$$\frac{(21,780\text{百万円} + 41,540\text{百万円}) - (11,701\text{百万円} + 27,527\text{百万円})}{270,424\text{百万円} - 27,527\text{百万円}}$$

$$= \frac{24,154\text{百万円}}{242,897\text{百万円}} = \underline{\underline{9.92\%}} \text{ (6年度単年度)}$$

3か年平均：(R4年度+R5年度+R6年度) / 3

$$= (10.70\% + 10.67\% + 9.92\%) / 3 = \underline{\underline{10.4\%}} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：分母となる標準財政規模の増などにより、単年度比率は令和5年度に比べ0.75ポイント減の9.92%となり、3か年平均では0.3 ポイント減少の10.4%となった。

(4) 将来負担比率 ⇒ 全会計と関係団体の将来負担債務の標準財政規模に対する割合

ア 対象：全18会計

イ 算定式：(将来負担額 - 充当可能財源等) / (標準財政規模 - 交付税算入公債費)

ウ 係 数：
$$\frac{1,030,937\text{百万円} - 739,192\text{百万円}}{270,424\text{百万円} - 27,527\text{百万円}}$$

$$= \frac{291,745\text{百万円}}{242,897\text{百万円}} = \underline{\underline{120.1\%}} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：分母となる標準財政規模の増により、令和5年度から2.3ポイント減少し、120.1%となった。

2 資金不足比率

○ 資金不足比率 ⇒ 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合

区分	法適用				法非適用	
	病院事業	下水道事業	農業集落排水事業	水道事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
令和6年度	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0					

※農業集落排水事業の令和5年度の値は、農業集落排水事業特別会計(地方公営企業法非適用事業)として算定したもの。

ア 算定式：資金の不足額／事業の規模

※資金の不足額（法適用）：（流動負債－控除企業債等）－（流動資産－控除財源）

（法非適用）：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額

※事業の規模（法適用）：営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用）：営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

イ 算定結果： 対象となる6会計全てで資金不足は生じないため、比率は発生しない。

<法適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 e/g (%) ※	資金不足額（資金不足を正数、資金剩余を負数で表記）					算入地方債 f	事業の規模 g
		e= (a-b)-(c-d)+f	流動負債 a	控除 企業債等 b	流動資産 c	控除財源 d		
病院事業	—	△ 4,074	5,908	2,355	7,980	84	269	18,347
下水道事業	—	△ 1,984	21,819	15,338	8,480	0	15	18,209
農業集落排水事業	—	△ 10	358	249	200	65	16	55
水道事業	—	△ 228	2,322	969	1,583	0	2	975

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

<法非適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 c/d (%) ※	資金不足額 c=a+b			事業の規模 d
			繰上充用額 a	支払繰延額等 b	
地方卸売市場事業	—	0	0	0	445
動物公園事業	—	0	0	0	310

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

参 考 資 料

（ 令和 6 年度
決算概要 ）

参考1 決算における財政指標等（普通会計）

区分		令和6年度	令和5年度	前年度比較
実質収支	(単位:百万円)	2,981	2,849	△ 132
標準財政規模	(単位:百万円)	270,424	264,255	△ 6,169
財政力指数		0.884	0.888	△ 0.004
実質収支比率		1.1%	1.1%	0.0
経常収支比率		98.8%	98.4%	0.4

参考2 基金残高の状況

(単位:百万円)

区分		令和6年度	令和5年度	前年度比較
全基金残高		167,959	168,659	△ 700
	うち一般会計貸付金	14,740	15,740	△ 1,000
主な基金	財政調整基金	9,937	14,925	△ 4,988
	市債管理基金	138,858	134,042	4,816
	うち一般会計貸付金	11,790	12,740	△ 950

参考3 市債残高の状況

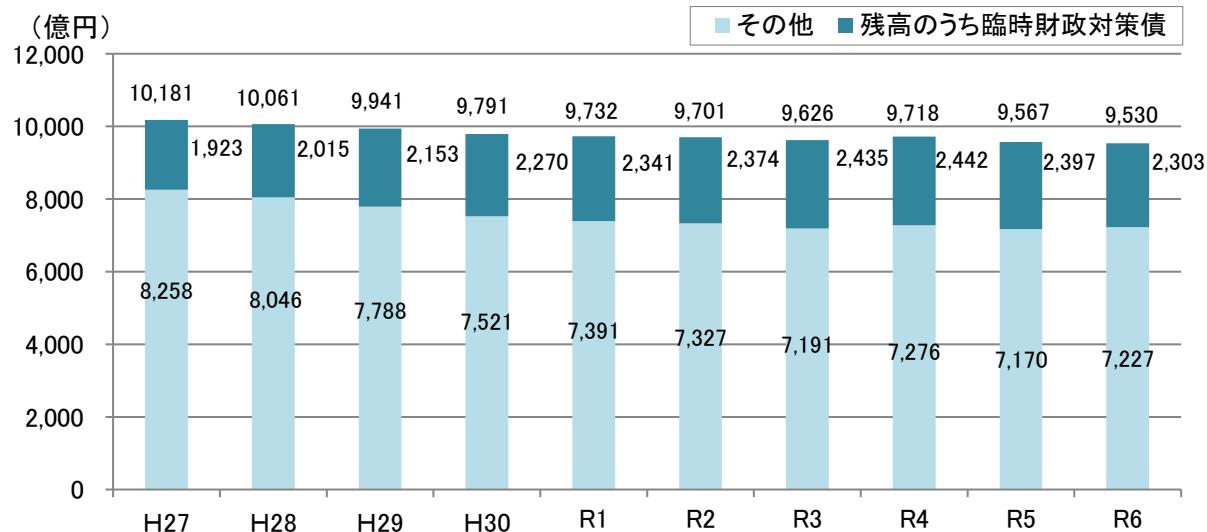
(単位:百万円)

区分	令和5年度末 現在高(A)	令和6年度 発行額	令和6年度 償還額	令和6年度末 現在高(B)	増減額 (B-A)
一般会計	692,058	46,517	49,121	689,454	△ 2,604
特別会計	17,978	34,362	34,036	18,304	326
企業会計	246,686	18,426	19,888	245,224	△ 1,462
合 計	956,722	99,305	103,045	952,982	△ 3,740
うち臨時 財政対策債	239,707	3,757	13,140	230,324	△ 9,383
(参考) 普通会計	698,393	47,047	49,743	695,697	△ 2,696

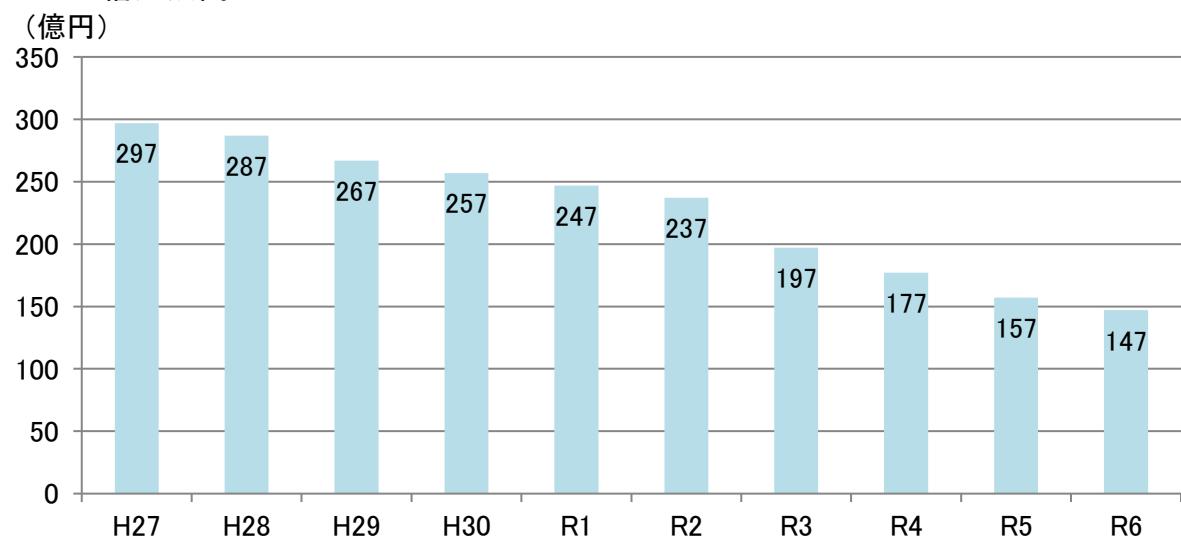
※農業集落排水事業特別会計の令和5年度末現在高は、企業会計の金額として区分。

参考4 市債残高、基金借入残高、財政調整基金残高の推移

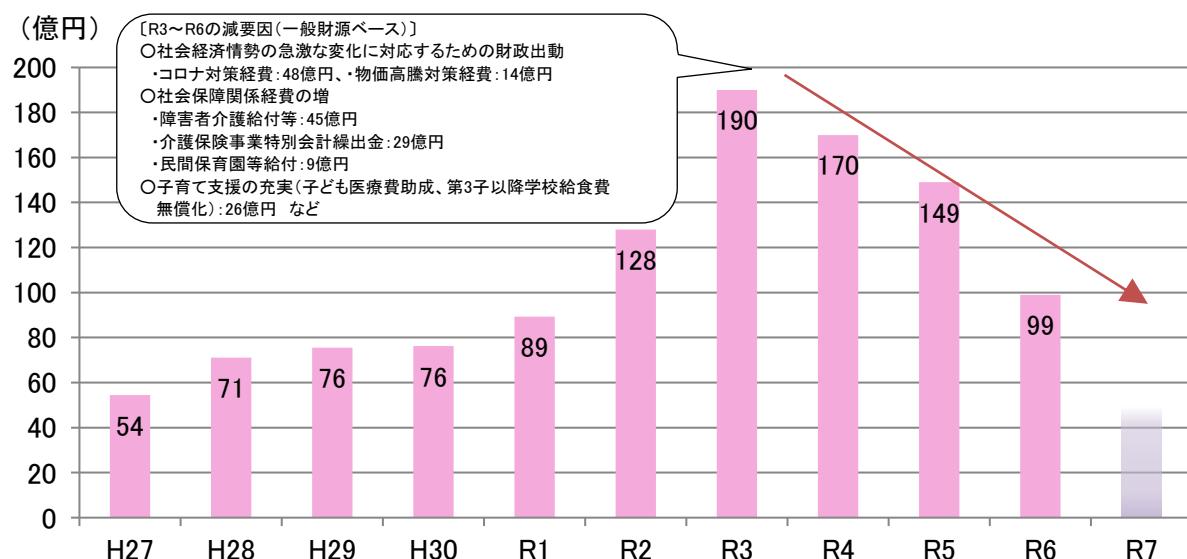
<市債残高（全会計）の推移>



<基金借入残高>



<財政調整基金残高>



参考5 市税等の収納状況

(単位：百万円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	対調定 収納率(%)		不納 欠損額	収入 未済額
				R6	R5		
市税	210,264	216,419	211,937 対予算 100.8%	97.9	97.9	274	4,400
市民税	109,479	113,326	110,135 対予算 100.6%	97.2	97.1	216	3,123
固定資産税	73,344	75,089	74,126 対予算 101.1%	98.7	98.6	38	955
その他	27,441	28,004	27,676 対予算 100.9%	98.8	98.8	20	322
国民健康保険料	17,235	21,401	17,713 対予算 102.8%	82.8	83.1	581	3,170
介護保険料	19,527	19,988	19,719 対予算 101.0%	98.7	98.6	65	245
保育料	2,660	2,679	2,604 対予算 97.9%	97.2	96.7	7	69
住宅使用料	1,406	1,285	1,214 対予算 86.3%	94.5	93.6	8	64
下水道使用料 (3月末)	15,042	16,429	14,990 対予算 99.7%	91.2	91.1	16	1,423

※収入済額には、還付未済額を含む。

参考6 債権放棄の状況

<対前年度比較>

単位：件、千円

	R6		R5		増減	
	債務者数	金額	債務者数	金額	債務者数	金額
一般会計	375	52,185	466	70,319	△ 91	△ 18,134
特別会計	71	3,404	35	1,791	36	1,613
企業会計	54	3,458	125	6,582	△ 71	△ 3,124
合計	500	59,047	626	78,691	△ 126	△ 19,644

千葉市債権管理条例（平成24年千葉市条例第7号）第7条の規定により放棄した債権（非強制徴収公債権及び私債権）

会計	債権名	債務者数 (件)	金額 (千円)	適用条項	
一般会計	生活保護法第63条返還金	10	5,295	第3号	
		25	9,517	第5号	
	生活保護法第77条の2徴収金	3	819	第3号	
		4	1,163	第5号	
	生活保護法第78条徴収金	3	4,400	第3号	
		9	4,003	第5号	
	生活保護費過年度戻入金	9	1,329	第3号	
		153	11,489	第5号	
	要保護世帯緊急援護資金貸付金元金収入	1	20	第5号	
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止に伴う返還金	1	80	第3号	
		4	280	第5号	
	休日救急診療所使用料	41	354	第1号	
		3	10	第5号	
	市営住宅使用料	16	7,530	第1号	
		1	31	第3号	
	市営住宅駐車場使用料	2	10	第1号	
	退去修繕退去者負担金	41	2,855	第1号	
	子どもルーム利用料	9	312	第1号	
	公立保育所・認定こども園給食費	29	645	第1号	
	給食費	4	146	第1号	
	児童扶養手当過誤払金返還金	1	648	第3号	
	心身障害者扶養共済加入者負担金	5	1,244	第1号	
	福祉電話返還金	1	5	第5号	
一般会計 計		375	52,185		
学校給食事業特別会計	給食費	69	3,200	第1号	
国民健康保険事業特別会計	出産費貸付金	1	200	第1号	
介護保険事業特別会計	介護保険給付費返納金	1	4	第5号	
特別会計 計		71	3,404		
水道事業会計	水道料金	29	164	第1号	
病院事業会計	市立病院診療費	15	1,770	第1号	
		10	1,524	第3号	
企業会計 計		54	3,458		
合 計		500	59,047		

千葉市債権管理条例（抜粋）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。)。
- (2) 略
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとつても、なお完全に履行されず、当該強制執行等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 自治令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。